

京都市告示第 685 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき，平成 28 年度京都市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので，京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 29 条の規定に基づき，告示します。

平成 28 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

平成28年度京都市一般廃棄物処理実施計画

京都市環境政策局

平成28年3月

目次

第1 一般廃棄物の処理量の見込み

- 1 ごみ
- 2 犬，猫等の死体及び実験用動物の死体等
- 3 し尿及び浄化槽汚泥

第2 一般廃棄物の処理主体

- 1 ごみ
- 2 犬，猫等の死体及び実験用動物の死体等
- 3 し尿及び浄化槽汚泥

第3 処理計画

1 ごみ

(1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量

(2) ごみの減量計画

ア 新・京都市ごみ半減プランに基づく新しいごみ減量の取組

イ 家庭ごみの分別・リサイクル

ウ 事業ごみの分別・リサイクル

エ 大型ごみ等のリサイクル

オ 地域と連携したごみ減量の取組

カ ごみ減量を促進する制度，普及啓発等

(3) 収集・運搬計画

ア 収集区域

イ 収集・運搬に係る施設

ウ 収集するごみの区分及び排出・収集方法

エ 収集しないごみ

(4) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

イ 中間処理施設への受入（直接搬入の場合）

(5) 最終処分計画

ア 最終処分施設の概要

イ 最終処分施設への受入（直接搬入の場合）

2 犬，猫等の死体

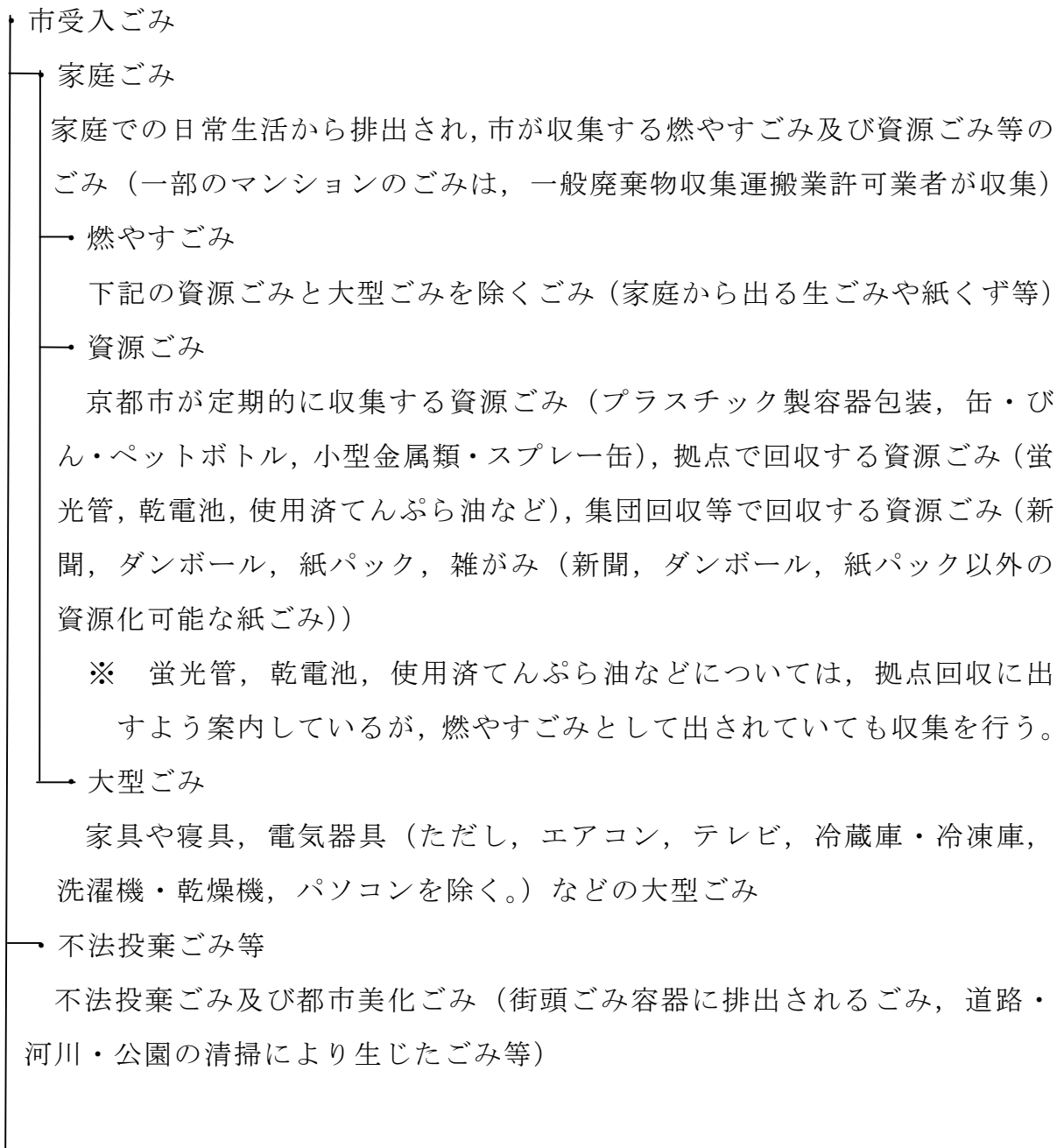
- (1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量
- (2) 収集・運搬の概要
- (3) 施設の概要

3 し尿及び浄化槽汚泥

- (1) 収集・運搬及び処理計画量
- (2) 収集・運搬の概要
- (3) 前処理施設の概要

【語句の定義】

本計画において使用する用語は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。



事業ごみ

事業活動から排出されるごみのうち、産業廃棄物を除くごみ（一般廃棄物収集運搬業許可業者によって収集運搬されるごみ、事業者がクリーンセンターに直接持ち込むごみ及び一般廃棄物収集運搬許可業者又は回収業者が回収する新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ）

※ 市の処理施設で処理されているものの他、樹木せん定枝、木くず、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、民間の再資源化施設でも自主的にリサイクルされている。

→ 業者収集ごみ

一般廃棄物収集運搬業許可業者によって許可車両で収集され、市の処理施設に運搬されるごみ

→ 持込ごみ

事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者が許可車両以外でクリーンセンターに直接持ち込むごみ（市民が直接持ち込むごみも含む。）

→ 新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ

一般廃棄物収集運搬許可業者又は回収業者が回収する新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ

第1 一般廃棄物の処理量の見込み

- 1 ごみ 430, 500 t / 年
備考 集団回収等，事業者による直接資源化分は含まない。
- 2 犬，猫等の死体及び実験用動物の死体等
(犬，猫等) 10, 000 体 / 年
(実験用動物等) 51.6 t / 年
- 3 し尿及び浄化槽汚泥 18, 500 kl / 年

第2 一般廃棄物の処理主体

1 ごみ

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市	市	市
不法投棄ごみ等	市	市	市
事業ごみ	許可業者，排出者	市，許可業者等	市

備考 家庭ごみの収集・運搬及び中間処理については，排出者の意向により一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が行う，又は資源化可能な紙ごみの回収業者が行うことがある。

2 犬，猫等の死体及び実験用動物の死体等

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
犬，猫等	市	市	市
実験用動物の死体等	許可業者	許可業者	許可業者等

3 し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集・運搬	処理
し尿	市	市
浄化槽汚泥	許可業者	市

第3 処理計画

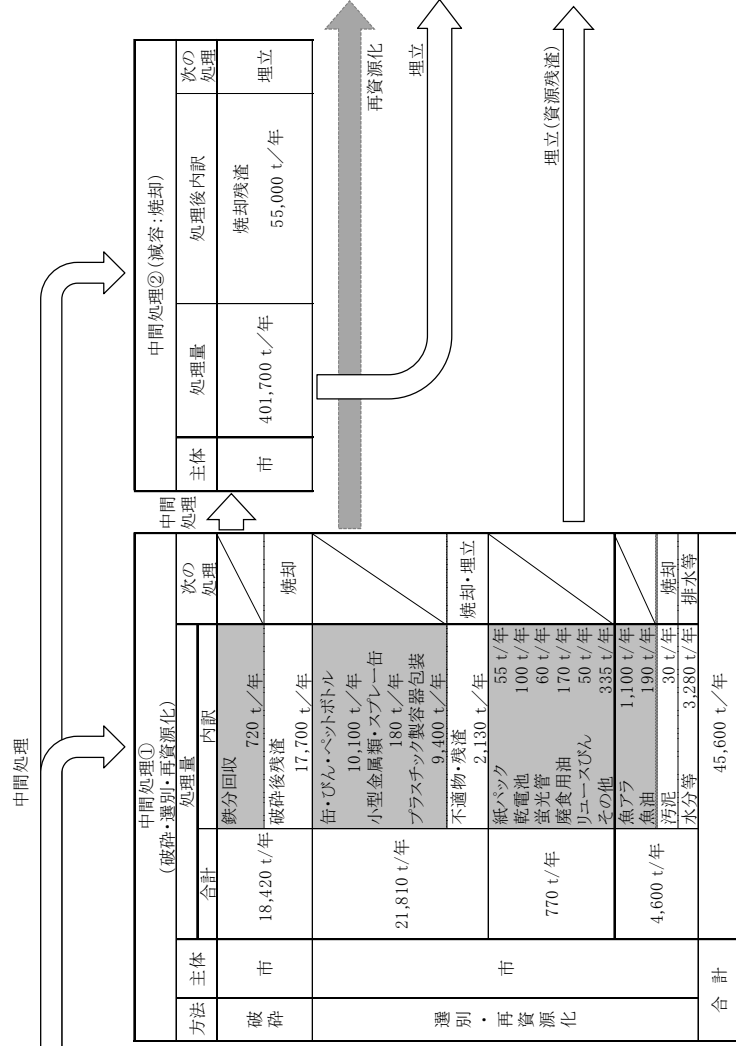
1 ごみ

「新・京都市ごみ半減プランー京都市循環型社会推進基本計画（2015－2020）ー」に基づき，以下の取組により，2R（リデュース（発生抑制），リユース（再使用））と分別・リサイクルの促進を柱とするごみ減量の取組を推進するとともに，ごみを適正処理する。

(1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量

次頁「図 ごみの収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量」のとおり

処理区分 種類	主体等	収集・運搬		次の 処理
		主体	量	
燃やすごみ	市	191,100 t/年	焼却	選別
		13,100 t/年		
		210 t/年		
		10,200 t/年		
		55 t/年		
		100 t/年		
		60 t/年		
		170 t/年		
		50 t/年		
		335 t/年		
資源ごみ	市	4,000 t/年	再資源化	再資源化
		420 t/年		
家庭ごみ	市	178,500 t/年	選別・焼却・再資源化	選別・焼却・再資源化
		4,600 t/年		
事業ごみ	排出者	27,600 t/年	破砕・焼却・埋立	破砕・焼却・埋立
		430,500 t/年		
合計				



※民間再資源化施設における再資源化量

種類	量
剪定枝	4,900 t/年
廃木材	4,100 t/年
食品廃棄物	6,500 t/年

(参考)民間ベースの再資源化量

種類	量	内容
家庭系	48,500 t/年	店頭回収, 集団回収 など
事業系	90,400 t/年	本計画で位置づけられている民間再資源化施設における再資源化量※, 大規模事業所における再資源化量など

図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

(2) ごみの減量計画

ア 新・京都市ごみ半減プランに基づく新しいごみ減量の取組の推進

(ア) 2 R（発生抑制・再使用）の促進

a 条例に基づく，市民，事業者，京都市の協働による 2 R の取組の推進

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づく，2 R を中心とするごみ減量に関する事業者，市民等による取組の推進と支援，事業者による取組の実施状況等に関する報告制度，及び事業者による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度の運用，2 R 等に関する継続的な周知・啓発等の取組を推進する。

b ピーク時からの食品ロス半減に向けた取組の推進

(a) 生ごみ 3 キリ運動の更なる推進

家庭ごみの約 4 割を占める生ごみの減量を目的に，食材を使い切る「使いキリ」，食べ残しをしない「食べキリ」，ごみとして出す前に水を切る「水キリ」の 3 つの「キリ」に関する市民意識の向上を図るための啓発運動の更なる推進を図る。

(b) 食べ残しゼロ推進店舗認定制度の普及拡大

「生ごみ 3 キリ運動」を推進している飲食店や宿泊施設である「食べ残しゼロ推進店舗」の拡大を図るとともに，PR の取組を推進する。

(c) 食品ロス削減等の市民・事業者の行動場面別ごみ減量メニューの検討・支援・実施等

食品ロス削減等について，ごみ減量メニュー及びそれに基づく支援等の取組を検討，実施する。

c レジ袋有料化等，レジ袋削減の取組の強化

(a) レジ袋使用枚数の最も多い業態である食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大実施に向けた取組の推進

平成 27 年 10 月に市内の各店舗の合計面積が 1,000 m²以上の食品スーパーが一斉にレジ袋有料化を実施した。今後は，市内すべての食品スーパーのレジ袋有料化に向け取組を推進する。

(b) コンビニエンスストア等の食品スーパー以外の業態におけるレジ袋有料化等，レジ袋削減の取組の拡大

食品スーパー以外の業態における有料化等のレジ袋削減の取組を推進するため、関係事業者との意見交換、検討を行い、取組の拡大を図る。

d イベント等のエコ化の推進

(a) 京都市認定エコイベント等の普及拡大

ごみ減量に取り組むエコイベント等の拡大に向けた取組を推進する。

(b) リユース食器の普及拡大に向けた導入支援等の推進

リユース食器利用促進助成制度の活用など、リユース食器の更なる利用拡大に向けた取組を推進する。

(c) 祇園祭をはじめとしたお祭り等におけるごみ減量の取組の推進

主催者等と連携した取組等を推進する。

(イ) 分別・リサイクルの促進

a 条例に基づく、徹底した分別によるリサイクルの推進

条例に基づく、分別・リサイクルの徹底に関する周知・啓発等の取組を推進する。

b 市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの充実・強化

(a) 資源化可能な紙ごみ等のコミュニティ回収の拡大

コミュニティ回収の助成制度を引き続き実施し、実施団体数、参加世帯数の拡大を図る。

(b) 古着のコミュニティ回収での回収拡大

古着回収の促進に向けた周知・啓発を行うとともに、古着回収実施団体数、参加世帯数の拡大を図る。

(c) せん定枝の分別排出機会の拡大（臨時回収など）

移動式拠点回収での回収に加え、まち美化事務所が資源ごみとして収集し、リサイクルを推進するモデル事業を実施する。

(d) 小型家電、電池、水銀含有廃棄物（蛍光管等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進

・ 小型家電回収の拡大

小型家電の回収拠点の拡大等を行うなど、更なる回収促進を図る。

- ・ 電池回収拠点の拡大，水銀含有廃棄物の回収促進

電池の回収拠点を拡大するとともに，電池や水銀含有廃棄物の回収促進に向けた周知・啓発を行う。

イ 家庭ごみの分別・リサイクル

(ア) 資源ごみの分別収集

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル，小型金属類・スプレー缶及びプラスチック製容器包装については，分別収集を実施する。

(イ) コミュニティ回収

古紙，雑がみ，古着類及び缶・びん等について，町内会等の地域コミュニティが主体となって多様な資源の回収を行うコミュニティ回収を推進する。

(ウ) 雑がみの分別・リサイクル

「紙ごみ」の中で，分別・リサイクルがあまり進んでいない「雑がみ」について，京都の市民力・地域力を活かし，

- ① 地域の「コミュニティ回収」による回収
- ② 古紙回収業者による回収
- ③ (①，②で排出できない場合) 「小型金属類・スプレー缶」の定点収集日での回収

の3つの柱で，京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を推進する。

(エ) 拠点回収

- ・ 紙パック，乾電池，蛍光管等（次頁参照）について，拠点回収を実施し，リサイクルの機会の拡大を図る。

< 拠点回収品目 >

品 目	拠点数
紙 パ ッ ク	市内約 330 箇所
乾 電 池	市内約 440 箇所
使用済てんぷら油	市内約 1,850 箇所
蛍 光 管	市内約 360 箇所
リユースびん	市内約 160 箇所
記憶媒体類（CD，DVD，ビデオテープ等）， 小型充電式電池，ボタン電池，使い捨てライター， 水銀体温計・水銀血圧計， インクカートリッジ， 古着類，刃物類，古紙， 雑がみ及び小型家電	回収拠点数は品目によつて異なる

- ・ 使用済てんぷら油については、助成金制度により、回収容器の設置等の地域住民からの油の受入体制を拡充し、回収拠点を更に拡大するとともに、ペットボトルを使用した利便性の高い回収方法を組み合わせるなど、回収量の拡大を図る。回収した使用済てんぷら油は、燃料化施設において燃料化を行う。

(オ) 移動式拠点回収

「出し方が分からない」などといった理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」や、蛍光管，乾電池，使用済てんぷら油などの「資源物」について，まち美化事務所が公園や学校などの市民に身近な場所に出向き回収を行う「移動式拠点回収事業」を実施する。

- ※ 「有害・危険ごみ」と「資源物」を合わせた回収と，「資源物」に特化した回収の2種類の手法により実施する。

(カ) 生ごみのリサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため，電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を行う。

(キ) マーケット回収

商業施設等の駐車場等を活用して古紙，古着の回収を行う団体等に対し活動経費を助成する。

(ク) 業者収集マンションにおける分別排出及びリサイクル促進

- ・ 許可業者が家庭ごみを収集しているマンション等については、市収集と同様の資源ごみの分別排出、分別収集により再資源化を図る。

なお、再資源化処理については、市施設により難しい場合、補完的に民間施設で処理することができる。

- ・ 入居者に対し管理者等を通じて本計画に基づく排出方法の啓発活動を実施する。

ウ 事業ごみの分別・リサイクル

(ア) 事業ごみの分別排出及びリサイクル促進

排出事業者に対し、事業ごみの分別方法等について分かりやすく掲載したパンフレット等を活用し、啓発を進めるとともに、大規模事業所に対し、環境共生センターが中心となって、きめ細やかな指導啓発を行う。また、一定規模の食品関連事業者に対する減量指導を強化する。

クリーンセンターにおいて、搬入監視並びに分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否のためのチェックを強化する。

(イ) 魚アラのリサイクル

再資源化が可能な魚アラについては、排出事業者に対するリサイクルの普及啓発等を図るとともに、京都市魚アラリサイクルセンターで再資源化を行う。

(ウ) 秘密書類及び給食用紙パックのリサイクル

- ・ 事業所から排出される秘密書類については、本市、排出事業者及び回収業者との連携により、リサイクルを行う。
- ・ 小学校給食用紙パックについて、より一層リサイクルの促進を図る。

(エ) 民間施設における事業ごみの再資源化

事業ごみのうち、樹木せん定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、本市内及び本市周辺の民間施設における再資源化の促進を図る。

エ 大型ごみ等のリサイクル

(ア) 市施設における再資源化

大型ごみと持込ごみの一部については、処理過程において鉄分の回収を

行う。

また、業者収集ごみ又は持込ごみで搬入された古紙について、再資源化を行う。

(イ) 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）の対象である家電４品目については、適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

(ウ) パーソナルコンピュータ

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）の対象であるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）については、適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

(エ) 小型家電

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象である使用済小型電子機器等（小型家電）については、適正にリサイクルされるよう、認定事業者への引渡しを促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

オ 地域と連携したごみ減量の取組

(ア) 落ち葉等の堆肥化活動支援

市民団体が、学校や公園の落ち葉等の堆肥化活動を行う場合に活動経費の助成を行う。

(イ) 生ごみのコミュニティ堆肥化

家庭で発生する生ごみをコミュニティ単位で設置した堆肥化装置に各家庭から持ち込み、生成した堆肥を各家庭に還元するというバイオマス資源の小さな循環の輪をつくる事業を実施する。

カ ごみ減量を促進する制度、普及啓発等

(ア) 家庭ごみ有料指定袋制の実施

家庭ごみのうち燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、ごみ減量、分別によるリサイクル等の促進を図るため、有料指定袋制を実施する。

(イ) 業者収集ごみの透明袋制の実施

業者収集ごみ透明袋制を実施し、分別の徹底を図る。

(ウ) ごみ減量・リサイクルを推進する活動の支援

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量・リサイクルを推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

(エ) 普及啓発

市民のごみ減量意識を高め、自主的な活動を促進するため、啓発冊子などの広報媒体を用いた周知啓発や環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」等を行うとともに、各区役所・支所に設置したごみ減量に関する相談等を行う拠点窓口において、市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

(オ) 小学校での環境学習

民間再資源化施設における給食から出る生ごみの飼料化や、モデル校による校内での給食の生ごみの堆肥化を実施するとともに、全市立小学校4年生に対し、モデル校での堆肥化の取組等を紹介した生ごみ減量に関する啓発下敷きを、社会見学等に合わせて配布する。

(カ) 民間保育所等に対する生ごみ・落葉処理機の購入助成

民間の保育所等から排出される給食残さ等の生ごみの減量やリサイクルを推進するため、生ごみ・落葉処理機の購入助成を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア 収集区域

京都市内全域

イ 収集・運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
北部まち美化事務所	北区及び上京区	北区上賀茂前田町 17 番地の 3
東部まち美化事務所	左京区及び中京区 (堀川通より東側)	左京区高野西開町 34 番地の 3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区 醍醐管区	山科区小野弓田町 3 番地
南部まち美化事務所	東山区, 下京区及び 南区	南区西九条森本町 50 番地
西部まち美化事務所	中京区 (堀川通より 西側) 及び右京区	右京区西院西貝川町 57 番地の 1
西京まち美化事務所	西京区	西京区檜原秤谷町 37 番地
伏見まち美化事務所	伏見区 (ただし, 醍醐管区を除く。)	伏見区横大路千両松町 447 番地
北積替所	北区, 上京区, 左 京区, 中京区及び 右京区	上京区下清蔵口町 132
山科積替所	山科区及び伏見区 醍醐管区	山科区勸修寺閑林寺 83-8

ウ 収集するごみの区分及び排出・収集方法

(ア) 家庭ごみ（「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）第39条関係（分別義務の対象とするもの）

a 定期収集

区分(収集主体)		概要	収集回数	排出方法※ ¹	収集方法
燃やすごみ※ ²	(市)		週2回。ただし、精霊送りの供物及び年末年始は、特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）（19ページ※ ¹ ）により、定点・片側・各戸排出。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所に排出	定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集
	(許可業者)		排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	契約に基づき排出場所から収集
資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	(市)	週1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋(指定袋(20ページ※ ²))により定点へ排出	定点収集
	プラスチック製容器包装				
	小型金属類・スプレー缶				
	缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶及びプラスチック製容器包装	(許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	契約に基づき排出場所からの収集 なお、運搬先を民間資源化施設とする場合がある。

区分(収集主体)	概 要	収集回数	排出方法※ ¹	収集方法
大型ごみ		申込みによりその都度	電話による申込み後，粗大ごみ処理手数料券（シール）を貼付し，指定された場所へ排出	指定場所にて収集

※1 市収集の定点には，当該定点を最寄りの定点とする土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は，管理者。以下「占有者等」という。）であって，当該区分の家庭ごみを許可業者が収集するマンションの居住者でない者に限り排出することができ，事業ごみを排出してはならない。

※2 上表中「資源ごみ」，「大型ごみ」，次項1(3)ウ(ア) b 「資源化可能な紙ごみ」及び18 ページ1(3)エ「収集しないごみ」以外の家庭から排出されるごみ

b 資源化可能な紙ごみ

区分	概 要	収集回数	排出方法※	収集方法
新聞，ダンボール及び紙パック		随 時	集団回収（コミュニティ回収登録団体その他団体と回収業者との契約による。）において登録団体が指定する場所又は回収業者が指定する場所	集団回収（コミュニティ回収登録団体その他団体と回収業者との契約による。）による回収又は回収業者による直接回収
雑がみ		随 時	集団回収（コミュニティ回収登録団体その他団体と回収業者との契約による。）において登録団体が指定する場所又は回収業者が指定する場所	集団回収（コミュニティ回収登録団体その他団体と回収業者との契約による。）による回収又は回収業者による直接回収
		月1回（小型金属類・スプレー缶の収集日）	紙袋又は透明袋により定点へ排出	市による回収後，回収業者に引渡し

※ 雑がみの定点には、当該定点を最寄りの定点とする占有者等であって、資源ごみを市が収集する家庭の居住者に限り排出することができ、事業活動に際して発生した雑がみを排出してはならない。

備考 家庭ごみの収集運搬については、排出者の意向により、許可業者が行うことがある。この場合は、上記の収集回数、収集方法によらず、また、運搬先を民間資源化施設とする場合がある。

(参考) 拠点で回収する資源ごみ (9 ページ(2)イ(エ)参照)

リサイクルの機会の拡大を図るため、a、bに加えて拠点で回収を行っている資源ごみ (aのうち資源ごみ及び大型ごみ並びにbに該当するもの(下表の*印の品目の一部)を除き、分別義務化の対象としない))

種 類 等
古紙*、雑がみ*、紙パック*、使用済てんぷら油、古着類、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、小型家電*、記憶媒体類、インクカートリッジ、リユースびん、刃物類、使い捨てライター、陶磁器製の食器、せん定枝

(イ) 事業ごみ (条例第38条関係 (分別義務の対象とするもの))

種 類 等	排出方法	収 集 方 法
新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ	許可業者との契約に基づく場所又は回収業者が指定する場所へ排出又は排出事業者自らが運搬し民間資源化施設へ排出	許可業者が収集、回収業者による直接回収又は排出事業者自らが運搬
上記 (新聞、ダンボール、紙パック及び雑がみ) 以外	産業廃棄物を混入させずに透明袋 (無色透明又は白色透明なものであって、本市の焼却施設に搬入する場合に限る。) により許可業者との契約に基づく場所へ排出又は排出事業者自らが本市の焼却施設へ排出	許可業者が収集又は排出事業者自らが運搬

(参考) 事業ごみの再資源化 (11 ページ(2)ウ(イ)(ウ)(エ)参照)

事業ごみのうち、魚アラ、樹木せん定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、資源の有効利用を促進するため、本市又は民間の再資源化施設でリサイクルされる場合がある。

(ウ) 不法投棄ごみ等の収集

区分	概要	収集回数	収集方法
都市美化ごみ		随時	街頭ごみ容器に排出されるごみや道路、河川、公園の清掃によるごみ等、環境保全上、市長が収集の必要性を認めるものを市が収集
不法投棄ごみ		随時	不法投棄箇所から市が収集

エ 収集しないごみ (条例第30条関係)

区分	品目の例示
有害な物質を含む一般廃棄物	二次電池 (鉛蓄電池, ニカド電池等), ボタン型乾電池, PCB使用部品, 農薬の入った容器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚泥, 腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済注射針・注射器, ガスボンベ, 消火器, 石油類の入った容器, 塗料や溶剤の入った容器, 劇物・毒物等の薬品類, 多量のマッチ, 等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車, オートバイ, 原動機付自転車, ピアノ, タイヤ, 耐火金庫 (50 cm角以上), 大型モーター, ドラム缶等
家電リサイクル法に定めるもの	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 (ユニット形エアコンディショナー, テレビジョン受信機 (ブラウン管式, 液晶式及びプラズマ式のもの), 電気冷蔵庫並びに電気冷凍庫及び電気洗濯機並びに衣類乾燥機)
資源有効利用促進法に定めるもの	パソコン (その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)

(ただし、排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため、その排出方法については、環境政策局の指示に従うこと。)

(*1) 燃やすごみに使用する市長が指定する袋

(*1) - a 燃やすごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 燃やすごみ用 45ℓ 又は 家庭ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 30ℓ 又は 家庭ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	
20 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 20ℓ 又は 家庭ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 10ℓ 又は 家庭ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	
5 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 5ℓ 又は 家庭ごみ用 5ℓ その他市長が指定する文字等	

(*1) - b ボランティア袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ, 落ち葉用 その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	同 上	ナチュラル半透明 普通ごみ*用 その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	同 上	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	

※ 日常生活から発生するごみの総称 (ボランティア清掃等に収集されるごみ)

(*2) 資源ごみ（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）等に使用する市長が指定する袋

(*2) - a 資源ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色，文字等	製造者
45 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	
20 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	

(*2) - b ボランティア袋

容量	材質	色，文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

(4) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

(ア) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市北部資源リサイクルセンター	缶, びん及びペットボトル	40 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同 上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
京都市西部圧縮梱包施設	プラスチック製容器包装	60 t / 日	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地
京都市横大路学園	同 上	20 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 277 番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 l / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
京都市魚アラリサイクルセンター	魚 ア ラ	33 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 205 番地
小島養殖漁業生産組合フィッシュミール工場	同 上	300 t / 日	大阪府岸和田市臨海町 16 番 1
カンポ	プラスチック製容器包装	445.4 t / 日	京都市伏見区羽束師古川町 233 番地, 403 番地 1, 403 番地 2 及び 635 番地 5
エム・アール・シー	缶, びん及びペットボトル	4.96 t / 日	京都市南区上鳥羽麻ノ本町 23 番地 2
エヌズトランス	同 上	3.78 t / 日	京都市南区上鳥羽南鉾立町 49 番地 1
J A 京都中央コンポストーション	樹木せん定枝	18.5 t / 日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町 1092 番地の 2
ヨードクリーン	樹木せん定枝	40 t / 日 (破碎) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区檜原秤谷 39 番地の 1 ほか

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
りさいくる inn 京都	木くず	95 t / 日	京都市南区東九条南松田町 34 番地
木材開発	同上	290 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 45 番地1 の 2
伏見クリエイト	同上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出町 4 番地の 38
ジェネス	同上	16.8 t / 日	京都市南区上鳥羽石橋町 16
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡京市神足落述 1 番他 3 筆
カンポリサイクルプラザ	同上	50 t / 日	南丹市園部町高屋西谷 51 番地 2
蔵尾ファーム	同上	20.4 t / 日 (解破乾燥) 14.3 t / 日 (乾燥)	大阪府枚方市春日西町二丁目 22 番 15 号
水口テクノスリサイクルセンター	同上	22.2 t / 日	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本 362 番地の 2 及び 362 番地の 28
エム・シー・エス	同上	26.4 t / 日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8
イガ再資源化事業研究所	同上	85 t / 日	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の 1
関西再資源ネットワーク	同上	36 t / 日	大阪府堺市西区築港新町四丁目 2 番 5
カンポリサイクルプラザ	汚泥	140 t / 日	南丹市園部町高屋西谷 1 番地
徳山産業	馬糞	12 t / 月	大阪府高槻市大字原 3018 番

(イ) 破碎施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター破碎施設	せん断式	80 t / 6 時間	京都市左京区静市市原町 1339 番地
南部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	240 t / 6 時間	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
北部クリーンセンター	全連続燃焼式	400 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
東北部クリーンセンター		700 t / 日	京都市左京区静市市原町 1339 番地
南部クリーンセンター第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(エ) その他の施設（余熱利用施設）

施設名称	余熱利用
北部クリーンセンター	所内給湯，暖房，発電設備（8,500kW×1）及び温水プール
東北部クリーンセンター	所内給湯，暖房及び発電設備（15,000kW×1）
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯，暖房，発電設備（8,800kW×1）及び体育館

イ 中間処理施設での受入（直接搬入の場合）

(ア) 施設ごとの対象区域及び受入時間（直接搬入の場合）

施設名称	対象区域	受入時間	備考
東北部クリーンセンター	全区	午前 9 時から正午まで 及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	第 2, 4 土曜日以外の土曜日, 日曜日及び年末年始休業日は受入れない。
南部クリーンセンター			

（直接搬入する場合は、事前に施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提出すること。可燃物，可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して，それぞれ処理施設に搬入すること。ただし，北部クリーンセンターへ搬入を行う場合は，環境政策局の指示により行うものとする。）

(イ) 受入基準（条例第 35 条及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 14 条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定するパソコン（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	資源化可能な紙ごみ（新聞，ダンボール，紙パック及び雑がみ）
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物
	可燃物 ^{*1} で体積又は重量が著しく大きい廃棄物

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	不燃物 ^{※2} で容易に飛散し，又は流出するおそれがある廃棄物
	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
焼却施設及び破砕施設	条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち，再生利用をすることができるもの
特定の廃棄物の再生を目的とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

※1：金属部を除いた家具，生ごみ，紙くず等のそのまま燃えるごみ

※2：ガレキ類，ガラス類，陶磁器類，レンガ，ブロック等の燃えないごみ

(5) 最終処分計画

ア 最終処分施設の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	全体容量	所在地
東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）	1,560,000 m ²	240,000 m ²	4,500,000 m ³	京都市山科区 小野御所ノ内町～伏見区醍醐 醍醐谷ほか
大阪湾広域処理場（京都市割当分）			222,198 m ³	大阪湾神戸沖

イ 最終処分施設への受入（直接搬入の場合）

排出者等からの直接搬入は受け入れない。

2 犬，猫等の死体

(1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量

区分	収集・運搬		中間処理			最終処分	
	主体	収集・運搬量	焼却			埋立	
	主体	収集・運搬量	主体	搬入量	残渣量	主体	処理量
犬，猫等の死体	市	10,000 体／年	市中央 斎場	10,000 体／年	2.5 t／年	市	2.5 t／年

区分	収集・運搬		中間処理			最終処分	
	主体	収集・運搬量	焼却			埋立	
			主体	搬入量	残渣量	主体	処理量
実験用動物の死体等	許可業者	28.6 t / 年	許可業者(*3)	28.6 t / 年	許可業者(*3) (精製骨粉としてリサイクル)		1.1 t / 年
		23.0 t / 年	許可業者(*4)	23.0 t / 年	1.2 t / 年	大阪湾広域処理場	1.2 t / 年

(*3) 岐阜県海津市の許可業者

(*4) 兵庫県猪名川町の許可業者

(2) 収集・運搬の概要

種類	概要	収集回数	収集の方法
犬, 猫等の死体		申込みによりそのつど	各戸収集
実験用動物の死体等		排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

(3) 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
中央斎場 (動物炉)	バッチ式	4.2 t / 日	京都市山科区上花山旭山町 19 番地の 3
美濃ラボ (動物汚物焼却炉)	固定式	3 t / 日	岐阜県海津市今尾 1195 番地の 1
猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t / 日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

3 し尿及び浄化槽汚泥

(1) 収集・運搬及び処理計画量

区分	収集・運搬			処 理	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し 尿	市	9,900 kℓ /年	4,250 世帯	下水道投入	9,900 kℓ /年
浄化槽汚泥	許可業者	8,600 kℓ /年	3,198 世帯	下水道投入	8,600 kℓ /年

(2) 収集・運搬の概要

種 類	概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
し 尿		概 ね 月 2 回	各 戸 収 集
浄 化 槽 汚 泥		排出者と許可業者との 契約に基づき決定	許 可 業 者 が 収 集

(し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となって3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。)

(3) 前処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
し尿前処理施設	下水道投入方式	1,250kℓ /日	京都市南区西九条森本町 83 番地

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)